Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

CCSBT-ESC/2608/08

Data Exchange
データ交換
(ESC 議題項目 15)

Notes from the 2026 Data Exchange
2026 年データ交換に関する留意事項

Here is a brief summary of issues with the 2026 Data Exchange:
2026 年データ交換における課題の概要を以下に示す。

- Korea did not provide Raised Length Data but submitted raw size data. It has not provided Raised Length Data since the requirement was introduced in 2015.
 韓国は、引き伸ばし体長データを提供しなかったが、生のサイズデータを提出した。韓国は、2015 年にこの要件が追加されて以降、引き伸ばし体長データを提供したことがない。
- The most recent Direct Age data Japan submitted was for 2018, which means that Japan has not met the reporting requirements for these data that require data to have been submitted for at least the 2023 calendar year.
 日本が提出した直近の直接年齢査定データは 2018 年のものである。日本は少なくとも 2023 暦年のデータを提供する必要があり、したがって日本は当該データ要件を履行していない。
- South Africa submitted no Direct Age data but advised that it is collecting otoliths and is in the process of embedding, slicing and mounting them for ageing.
 南アフリカは直接年齢査定データを提出しなかったものの、耳石は収集されており、年齢査定のための包埋、切断及び貼付作業が進められていることを述べた。
- Australia advised that it had no Indonesian Direct Ageing data to submit this year but anticipates providing new age data in 2027.
 オーストラリアは、本年は提出できるインドネシア耳石年齢査定データがないものの、新たな年齢データを 2027 年に提供する予定であることを述べた。
- Indonesian longline age composition data have not been provided for the past three Data Exchanges, due to an interruption to sampling in Indonesia in recent years.
 近年のインドネシアによるサンプリングの中断により、過去 3 回のデータ交換においてインドネシアはえ縄漁業の年齢組成データが提供されていない。
- New Zealand has not submitted raw observer length frequency data for 2025 due to it having replaced human observers with electronic monitoring for its longline fleet.
 ニュージーランドは、同メンバーのはえ縄船団に対する人によるオブザーバーが電子モニタリングに置き換えられたことに起因して、2025 年のオブザーバーから得られた生の体長組成データを提出していない。

2027 Data Exchange Requirements
2027 年データ交換要件

Draft data exchange requirements for 2027 are provided in **Attachment A**. The attachment shows the proposed data that are to be provided during 2027 and the dates and responsibilities for the data provision.
2027 年のデータ交換の要件案は**別紙 A** のとおりである。別紙では、2027 年に提供されるべきデータ、並びにデータ提供の期日及び役割分担の案を提示した。

These requirements are based on the 2026 data exchange requirements with all items rolled over and the dates incremented.
これらの要件は 2026 年のデータ交換要件をベースとしており、全項目を引き継ぎつつ、期日が更新されている。

Catch effort and size data should be provided in the identical format as were provided in 2026. If the format of the data provided by a Member is changed, then the new format and some test data in that format should be provided to the Secretariat by 31 January 2027 to allow development of the necessary data loading routines.
漁獲努力量及びサイズデータは、2026 年に提供されたものと同一のフォーマットで提供されなければならない。メンバーから提供されるデータのフォーマットに変更がある場合には、事務局がデータを取り込むために必要なルーティンを確立することができるよう、2027 年 1 月 31 日までに、新たなフォーマット及びある程度のテストデータを事務局に提供しなければならない。

Data listed in **Attachment A** should be provided for the complete 2026 calendar year plus any other year for which the data have changed. If changes to historic data are more than a routine update of the 2025 data or very minor corrections to older data, then the changed data will not be used until discussed at the next ESC meeting (unless there was specific agreement to the contrary). Changes to past data (apart from a routine update of 2025 data) must be accompanied by a detailed description of the changes.
別紙 A に示したデータについては、2026 暦年全体及びデータに修正があった年のものを提供するものとする。過去のデータの修正が 2025 年データの定期的更新以上のものである場合、又は過去のデータに対する軽微な修正とは言えないものである場合には、ESC の次回会合においてこれが討議されるまで、これらの修正データは使用されない（特別の合意がある場合を除く）。過去データの修正（2025 年データの定期的更新は除く）は、修正内容にかかる詳細な説明を伴わなければならない。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

別添 A

提供データの種類[1]	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
CCSBT データ CD	事務局	2027 年 1 月 31 日	2026 年のデータ交換で提供されたデータ（漁獲努力量、サイズ別漁獲量、引き伸ばし漁獲量及び標識再捕）及び追加データをデータ CD に取り入れるためのデータの更新。これには、以下のものを含む。 • 標識/再捕データ（*事務局は、メンバーからの要請に応じて、2027 年における標識-再捕データの更新を提供する）* • SAG 9 で作成された修正シナリオ (S1L1) を用いた推定未報告漁獲量の更新
船団別総漁獲量	全メンバー及び協力的非加盟国	2027 年 4 月 30 日	船団別、漁具別の引き伸ばし総漁獲量（重量及び尾数）及び操業隻数。暦年及び割当年のデータを提出すること。
遊漁漁獲量	遊漁による漁獲がある全メンバー及び協力的非加盟国	2027 年 4 月 30 日	データが利用可能な場合、遊漁で漁獲された SBT の引き伸ばし総漁獲量 （体重及び尾数） 。完全な時系列の遊漁の推定漁獲量の提供（過去に提供されている場合は除く）。遊漁の推定漁獲量に不確実性があれば、不確実性に関する説明又は推定値を提供する。
SBT 輸入統計	日本	2027 年 4 月 30 日	国別、生鮮/冷凍、月別の日本への SBT の輸入重量。輸入統計は、非加盟国の漁獲量を推定するために使用される。
死亡枠 (RMA 及び SRP) の 利用実績	全メンバー（及び事務局）	2027 年 4 月 30 日	2026 暦年に使用された死亡枠（キログラム） 。RMA と SRP で区別すること。可能であれば、さらに月別、海区別で区別すること。

[1] **MP/OM 用** と記載されているものについては、当該データが管理方式及びオペレーティング・モデルの両方に使用されていることを意味する。どちらか一つの項目が記載されている場合 （例：**OM 用**）には、当該データがその項目にのみ使用されることを意味する。

提供データの種類[1]	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
漁獲量及び漁獲努力量	全メンバー（及び事務局）	2027年4月23日（NZ）[2] 2027年4月30日（メンバー及び事務局） 2027年7月31日（インドネシア）	漁獲量（尾数及び重量）及び漁獲努力量は、操業ごと又は集計データとして提出する（ニュージーランドについては、同国がファインスケールの操業データを提供し、それを事務局が集計して回章する）。最大の集計レベルは、年、月、船団、漁具別の5度区画（はえ縄）で、表層漁業は1度区画とする。
非保持漁獲量	全メンバー	2027年4月30日（インドネシアを除く全てのメンバー） 2027年7月31日（インドネシア）	下記の非保持漁獲量に関するデータは、各漁業につき、年、月、5度区画別に提供すること。 • 放流されたとして報告された（又は観測された）SBTの尾数 • 放流されたSBTについて報告がなかった船及び時期を考慮した引き伸ばし非保持漁獲量 • 引き伸ばした後の放流SBTの推定サイズ組成 • 放流後の魚の状態及び/又は生存状況の詳細
RTMP漁獲量及び努力量データ	日本	2027年4月30日	RTMPの漁獲量及び努力量データは、標準のログブックデータを提出する際と同じ書式で提供すること。
豪州、NZの引き伸ばし漁獲量	オーストラリア、事務局	2027年4月30日	集計した引き伸ばし漁獲量データは、漁獲量及び漁獲努力量と同程度の解像度で提供すること。日本、韓国及び台湾は、引き伸ばし漁獲量及び漁獲努力量を提出するので、改めて提出する必要はない。ニュージーランドも、事務局が同国のファインスケールデータから引き伸ばし漁獲データを作成するので、提出する必要はない。
NZの漁獲量に関する引き伸ばし鈎針数データ	事務局	2027年4月30日	ニュージーランドのファインスケールデータから事務局により作成され、事務局からNZだけに提供される、NZの引き延ばし鈎針数データ。
オブザーバーから得られた体長組成データ	ニュージーランド	2027年4月30日	従来と同様のオブザーバーの生の体長組成データ。

[2] ニュージーランドの期日が他よりも早いのは、事務局が4月30日までにニュージーランドのファインスケールデータを処理し、他のメンバーに集計引き伸ばしデータを提供できるようにするためである。

提供データの種類[1]	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
引き伸ばし体長データ	オーストラリア、台湾、日本、ニュージーランド、韓国	2027年4月30日（オーストラリア、台湾、日本） 2027年5月7日（ニュージーランド）[3]	引き伸ばし体長データは、年、月、船団、漁具別に、はえ縄は5度区画、その他の漁業は1度区画で集計し、提出すること[4]。可能な限りの最小サイズクラス（1 cm）で提出すること。必要な情報を示した書式は、CCSBT-ESC/0609/08の別紙Cに示されている。
生の体長組成データ	南アフリカ	2027年4月30日	南アフリカのオブザーバー計画から得られる生の体長組成データ。
RTMP体長データ	日本	2027年4月30日	RTMPの体長データは、標準体長データと同じフォーマットで提出すること。
インドネシアはえ縄のSBT年齢及びサイズ組成	オーストラリア、インドネシア	2027年4月30日	2025年7月から2026年6月までの産卵期の年齢及びサイズ組成の推定値（パーセント）を生成。2025暦年の体長組成及び2025暦年の年齢組成も提出すること。 インドネシアは、港におけるマグロ・モニタリング・プログラムに基づく体長及び体重のサイズ組成を提供する。オーストラリアは、現在のデータ交換プロトコルに従って年齢組成データを提供する。
直接年齢査定データ	全メンバー（EUを除く）	2027年4月30日	耳石標本からの直接年齢推定値の更新（耳石の再解読が必要だったものについては修正推定値）。少なくとも2024暦年のデータは提出すること（2003年ESC報告書パラ95参照）。メンバーは、可能な場合は更に最新のデータを提供する。耳石情報の書式は、旗国、年、月、漁具コード、緯度、経度、位置、位置解像度コード[5]、統計海区、体長、 耳石ID、推定年齢、年齢解読性コード[6]、性別コード、コメントとなっている。 CSIROとの契約を通じて、事務局がインドネシアに関する直接年齢推定値を提出予定。
ひき縄調査指数	日本	2027年4月30日	2026/2027年漁期（2027年に終了）における異なるひき縄指数（ピストンライン指数（TRP）及びグリッドタイプひき縄指数（TRG））の推定値。不確実性にかかる推定値（例：CV）を含む。

[3] ニュージーランドは、事務局が4月30日に提供することとされている引き伸ばし漁獲量を必要とするため、さらに1週間が与えられている。
[4] データは実行可能な限り、合意済みのCCSBTの代用原則を使って作成すること。引き伸ばし体長データの作成に使用した手法を完全に文書化することが重要である。
[5] M1=1分、D1=1度、D5=5度
[6] 耳石切片の解読性及び信頼性のスケール(0-5)の定義は、CCSBT年齢査定マニュアルのとおり。

提供データの種類[1]	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
遺伝子標識放流データ **OM 及び MP 用**	事務局	2027 年 4 月 30 日	CSIRO との契約による遺伝子標識放流研究により得られた若齢魚資源量の推定値、放流数及び収穫時サンプル数、一致件数及び推定値の CV。標識放流データ（標識装着の日付、魚の体長等）、標識再捕データ（サンプル再捕の日付、体長等）、及び放流魚の組織サンプルとの遺伝的な適合の有無等）を含む標識再捕データ。
近縁遺伝子データ **OM 及び MP 用**	事務局	2027 年 4 月 30 日	SNPs を用いて特定された SBT 親子ペア及び半きょうだいペアの更新データセット。これは CCSBT との契約に基づき CSIRO が実施する毎年の SBT 近縁遺伝子組織サンプリング、処理、近縁遺伝子特定及びインドネシア年齢査定プロジェクトの成果である。
標識回収データ	全メンバー	2027 年 4 月 30 日	事務局に対してこれまでに報告されていなかった、回収された SRP 標識に関する情報。
年齢別漁獲量データ	オーストラリア、台湾、日本、事務局	2027 年 5 月 14 日	各国は、自国のはえ縄漁業について、船団、5 度区画、月別の年齢別漁獲量データ（サイズ別漁獲量から得たもの） を提出すること。ニュージーランドの年齢別漁獲量については、事務局が CPUE 入力データ及び MP のための年齢別漁獲量で使用するルーチンを使って計算する。
旗国別・漁具別全世界 SBT 漁獲量	事務局	2027 年 5 月 22 日	近年の科学委員会報告書に示されているものに準じた旗国別、漁区別の全世界 SBT 漁獲量。
豪州表層漁業の引き伸ばし年齢別漁獲量 **OM 用**	オーストラリア	2027 年 5 月 24 日[7]	過去に提出されたものと同じフォーマットで、 2025 年 7 月から 2026 年 6 月までのデータを提出すること。
インドネシア産卵場漁業の引き伸ばし年齢別漁獲量 **OM 用**	事務局	2027 年 5 月 24 日	CCSBT データ CD と同じ書式で、2025 年 7 月から 2026 年 6 月までのデータを提供すること。
標識回収サマリーデータ	事務局	2027 年 5 月 31 日	月別・漁期別の標識装着件数及び回収件数の更新サマリーデータ。

[7] 6 月 1 日よりも 1 週間早い期日としているのは、事務局が 6 月 1 日に提供する予定のデータセットにこれらのデータを取り入れる時間を十分に確保するためである。

提供データの種類[1]	データの提供者	提出期限	提供データに関する説明
1952 年から 2026 年までの各年の各漁業及びサブ漁業の総漁獲量 **OM 用**	事務局	2027 年 5 月 31 日	事務局は、上記の様々なデータセット及び合意済みの計算手法を用いて、オペレーティング・モデルに必要な各漁業の総漁獲量及びサブ漁業の総漁獲量を算出する。
体長別漁獲量（2cm 間隔）及び年齢別漁獲量の比率 **OM 用**	事務局	2027 年 5 月 31 日	事務局は、上記の様々な体長別及び年齢別漁獲量のデータセットを用いて、オペレーティング・モデルに必要な体長と年齢の比率を算出する（LL1、LL2、LL3、LL4 – 日本、インドネシア、表層漁業で分ける）。さらに事務局は、体長別漁獲量をサブ漁業（例：LL1 内の異なる漁業）ごとに提出する。
全世界年齢別漁獲量	事務局	2027 年 5 月 31 日	MPWS 4 報告書別紙 7 に従い、2026 年の年齢別総漁獲量を算出する。ただし 1 及び 2 海区（LL4 及び LL3）における日本の年齢別漁獲量は、例外的に、オペレーティングモデルの入力データとより良く対応するよう、暦年ベースではなく漁期ベースで算出する。
CPUE 入力データ	事務局	2027 年 5 月 31 日	CPUE 解析に使用するための、年、月、5 度区画別の漁獲量（比例的年齢査定を使った 0 歳から 20 歳＋までの各年齢群の尾数）及び努力量（セット数、鈎針数）のデータ[8]
CPUE シリーズ **OM 及び MP 用**	日本	2027 年 6 月 15 日（可能であれば早めに）	CPUE 解析に使用するための、年、月、5 度区画別の漁獲量（比例的年齢査定を使った 0 歳から 20 歳＋までの各年齢群の尾数）及び努力量（セット数、鈎針数）のデータ
CPUE モニタリング及び品質保証シリーズ	オーストラリア、日本、台湾、韓国	2027 年 6 月 15 日（可能であれば早めに）[9]	4 歳+について、下記の 5 つの CPUE シリーズで提出すること。 • ノミナル（豪州） • B-Ratio proxy (W0.5)[10] (日本) • Geostat proxy (W0.8)[10] (日本) • 台湾標準化 CPUE（台湾） • 韓国標準化 CPUE（韓国）

[8] 4 月から 9 月までの SBT 統計海区 4 - 9 における日本、オーストラリア合弁事業、ニュージーランド合弁事業の各船団のデータに限定。

[9] 複雑な問題がなければ、CPUE 入力データが提供されてから 2 週間以内に CPUE シリーズを計算することが可能。したがって複雑な問題がない場合は、メンバーは 6 月 15 日以前に CPUE シリーズを提供するよう努力すること。

[10] このシリーズは、西田及び辻（1998 年）の標準化モデルに基づく、全船舶データを使用するシリーズである。2016 年以降はニュージーランド漁業における日本船籍用船のデータが無くなったことから、これらの指数は海区 4 と 5、海区 6 と 7 をそれぞれ統合して計算すること。